

第4回二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会 会議結果

日 時 平成25年12月24日（火）午前9時30分～午後5時

場 所 二宮町役場 2階 第1会議室

出席委員 藤井 美文委員長 【文教大学国際学部 教授】
丹生谷 美穂副委員長 【渥美坂井法律事務所 弁護士】
橘川 清委員 【平塚市環境部長】
仲手川 孝委員 【大磯町産業環境部長】
長尾 秀美委員 【二宮町町民生活部長】

事務局 筑紫生活環境課長、石原副主幹、山口（拓）主事補（以上、二宮町）
㈱日本総合研究所：4名

委員随行者 久保田施設整備・広域担当課長、久保課長代理、原課長代理、山口（尚）主任
（以上、平塚市）
露木主幹、藤本副所長兼係長（以上、大磯町）

傍聴者 なし（全て非公開）

概 要

（非公開について）

・第4回委員会の議事内容は、形式審査の結果、評価、採点、総合評価等の関係で予算の執行や契約の手続き等になっており、運営要綱第2条第3項に該当するので、全ての議題について非公開とすることが第3回委員会において決定されている。

1. 議題

（1）事業者による提案内容のプレゼンテーション及び審査委員からのヒアリング

・赤グループ及び青グループの2グループからプレゼンテーションを受け、委員会からのヒアリング及び町からの確認事項を行った。1グループあたり、プレゼンテーションを20分、ヒアリングを約40分行った。

●赤グループ

委員からの質問等

・利活用に関して、逆有償になった場合の許可等も含めて、提案内容は、法令や規則に準じて行って頂けるか。

⇒遵守する。既に一般廃棄物の許可もある。

・提案内容のとおりに事業を進めていくにあたり、追加の費用等が必要になった場合でも、事業費の範囲内で収めて頂けるか。

⇒そのようにする。

・施設の設置届を出すにあたり、受理されなかった場合にも、必要な対応を取って頂けるか。

⇒基本的に対応するが、天災等の不可抗力の場合には町と協議し、決めていきたい。

・地元への貢献について、具体的な想定があれば教えて頂きたい。

⇒建設に関して、一部の下請業務を地元企業に発注する。また、雇用に関して、代表企業の所有する工場では、現在、地元採用のみを行っている。さらに、ボランティアに関して、代表企業の本社では、地元の除雪や防犯関係のボランティアを行っている。

・生活環境影響調査の内容は遵守して頂けるか。また、作業環境基準等の対象外の場所についての対応は。

⇒調査内容は遵守する。現在行っている運営のノウハウを活用し、しっかりと対応する。

・作業員等への研修はどのように行うのか。

⇒運営企業及び破砕機メーカーが実地で研修を行う。

事務局からの確認事項

・既存建屋を活用するということが、実際の建屋と建築確認申請時の書類内容と異なっていた場合に追加費用が生じた際、明らかに現況確認が出来ない箇所以外は、費用を負担して頂けるか。

⇒そのようにする。

・建屋の塗装の色の決定時期について、実施設計時に協議のうえ決定すると認識しているが、よろしいか。

⇒それでよい。

・本施設で発生した木質チップを利活用先等で再破砕することはないと考えているが、よろしいか。

⇒再破砕は行わない。

・提案内容は、要求水準書に記載されている法令等に準拠するという認識でよろしいか。

⇒それでよい。

●青グループ

委員からの質問等

・利活用に関して、逆有償になった場合の許可等も含めて、提案内容は、法令や規則に準じて行って頂けるか。

⇒当社は、一般廃棄物処理業者であるので関連法令は、遵守する。

・提案内容のとおりに事業を進めていくにあたり、追加の費用等が必要になった場合でも、事業費の範囲内で収めて頂けるか。

⇒そのようにする。

- ・施設の設置届を出すにあたり、受理されなかった場合にも、必要な対応を取って頂けるか。
⇒そのようにする。また、町が作成する資料作り等も支援させて頂く。
- ・工事の下請け発注及び地元雇用は、提案内容のとおりに行って頂けるか。
⇒遵守する。
- ・生活環境影響調査の内容は遵守して頂けるか。また、作業環境基準等の対象外の場所についての対応は。
⇒遵守する。周辺の施設についても、十分な配慮を行う。
- ・閑散期の対応について、提案書記載の内容以外の剪定枝（事業系剪定枝の受け入れ）に関して何か考えはあるか。
⇒事業の安定化ということで、1市2町の剪定枝をどう処理するか、ということを経営に考えている。その他の剪定枝を受け入れるということは考えていない。
- ・搬入及び搬出車両の動線について説明してください。
⇒搬入及び搬出車両共に時計回りの動線となる。搬入と搬出が同時となると煩雑となるので、搬入が終了後、搬出を行う計画である。
- ・既存建物を利用する理由は何か。
⇒事業費的に解体して新設することが厳しかった。また、現地調査も行ったが鉄骨造りの建屋は、40年～50年程度問題なく使えると考えており、この建屋は、20年程度経過しているので、あと20年程度は使用できると判断した。

事務局からの確認事項

- ・既存建屋を活用するということが、実際の建屋と建築確認申請時の書類内容と異なっていた場合に追加費用が生じた際、明らかに現況確認が出来ない箇所以外は、費用を負担して頂けるか。
⇒そのようにする。
- ・本施設で発生した木質チップを利活用先等で再破碎することはないと考えているが、よろしいか。
⇒再破碎は行わない。
- ・提案内容は、要求水準書に記載されている法令等に準拠するという認識でよろしいか。
⇒それでよい。

(2) 非価格点の算出

- ・各項目について、評価内容の確認を行い、各委員の評価を平均して算出した。
- ・結果、赤グループが43.75点、青グループが48.48点となったことを委員全員で確認のうえ承認をした。

委員からの質問・意見等

- ・青グループの場内動線について搬入車両と搬出車両の輻輳による安全面での懸念がある。

- ・公害防止の取り組みについて、青グループは、要求水準を上回る提案をしており、積極性がある。
- ・赤グループの設置容量が大きい太陽光発電は、評価が高い。
- ・モニタリングに関して、青グループの具体的内容は、評価が高い。
- ・経営財務のリスクマネジメントについて、青グループは、明確に表現しているという印象を受けたが、赤グループは、具体的内容の提案がなかった。
- ・赤グループの付保内容について、具体性が欠けていた。

(3) 価格点の算出

- ・価格書について、封印されていたことを委員全員が確認後、開封を行った。赤グループの提案価格が1,180,805,000円、青グループの提案価格が1,190,390,000円で、両グループとも予定価格の範囲内に収まっていることを委員全員が確認をした。
- ・結果、赤グループが30.00点、青グループが29.76点となったことを委員全員で確認のうえ承認をした。

(4) 優先交渉権者の選定

- ・赤グループの総合評価点が73.75点、青グループの総合評価点が78.24点となり、得点の高い青グループを優先交渉権者に選定することを委員全員で確認のうえ承認をした。
- ・赤グループを次点とすることを、委員全員の承認を得た。
- ・優先交渉権者が選定されたので、伏せていた各グループの企業名を公表した。赤グループは、代表企業が駿河サービス工業。青グループは、代表企業が市川環境エンジニアリングであることを委員全員に伝えた。

(5) 審査講評に関する議論

- ・委員からの意見等を纏めた、審査講評(案)の作成をした。委員全員の確認のうえ承認を得た。

(6) 答申

- ・委員会から二宮町長へ答申が行われた(副町長代理受理)。

2. 閉会

本委員会の設置条例第4条に基づいて、本委員会を終了とした。

以上